

天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の 取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市民一人ひとりの人権が尊重され、互いの価値観や個性などの違いを多様性として認め合える人権のまちづくりを目指すため、性的マイノリティである者等が、その自由な意思により、互いにパートナーであること及び、子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合うことを宣誓するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ…… 性的指向や性自認のあり方が多数者とは異なる者をいう。
- (2) 性的指向…… 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (3) 性自認…… 自己の性別についての認識をいう。
- (4) パートナーシップ…… 一方又は双方が性的マイノリティである2者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (5) ファミリーシップ…… パートナーシップにある2者が、互いの子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (6) 近親者…… 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。
- (7) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓…… パートナーシップにある2者が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年であること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

- ア. 双方が市内に住所を有していること。
 - イ. 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ. 双方が2週間以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと及び宣誓しようとする相手同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓しようとする者同士が民法734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは民法735条に規定する直系姻族の関係にないこと。
- (5) 未成年の子(養子を含む)をファミリーシップの対象者として届出をする場合においては、パートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計を同一にしていること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、本市職員の面前において、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)及び、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書(第2号様式。以下「確認書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、あらかじめ宣誓する日時等について、事前に調整するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(3ヶ月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)
 - (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文章の日本語訳を添付すること。いずれも3ヶ月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) 市内に住所を有していない場合、市内への転入を予定していることが確認できる書類
 - (4) その他、市長が必要と認める書類
- 2 宣誓しようとする者の一方又は双方が、宣誓書及び確認書に自ら記入することができないと市長が認めたときは、本市職員及び宣誓しようとする者双方の立会いのもとで他の者に代筆させることができるものとする。
- 3 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓しようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上等の氏名との併記により通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。)を使用することができる。この場合において、市長は通称名を日常的に使用していることがわかる書類の提出を求めるものとする。

(受領証の交付)

- 第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(第3号様式。以下「受領証」という。)に収受印を表示した宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときは、通称名を受領証に記載するものとする。
- 2 市長は、宣誓者が希望するときは、前項の受領証に加え、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(第3号の2様式)(以下「受領証カード」という。)を宣誓者1人に対して1枚交付するものとする。
 - 3 宣誓者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、天理市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受付票(第4号様式)(以下「宣誓受付票」という。)を交付する。
 - 4 宣誓受付票の交付を受けた宣誓者は、2週間以内に市内に転入し、1月以内に転入したことを疎明する書類を市長に提出しなければならない。
 - 5 前項の書類が提出された場合、市長は受領証及び受領証カードを交付する。
 - 6 第4項の規定に違反する場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓者から提出された宣誓書、確認書及び添付書類を本人に返還するものとする。また宣誓受付票は、その効力を失う。

(宣誓内容等の変更等)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、天理市パート

ナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届(第5号様式)(以下「変更届」という。)に受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により変更届を提出するものについて準用する。
- 3 市長は、変更届の提出を受け、受領証等の記載事項を変更したときは、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証及び受領証カードの再交付)

第9条 前条の規定により受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証及び受領証カードの紛失、破損、又は汚損並びに住所等の変更があり、再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第5号様式。以下「再交付申請書」という。)により、申請することができる。この場合において、受領書の破損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した受領証及び受領証カードの変更内容が分かる書類を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、受領証の再交付を受けようとする者が、前項の規定による申請をするときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。
- 4 第1項の規定により受領証及び受領証カードの再交付を受けた者は、紛失した受領証及び受領証カードを発見したときは、速やかに発見した受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(第6号様式)に第7条及び前条の規定により交付を受けた受領証及び受領証カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により受領証及び受領証カードの返還が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたとき
- (2) 一方又は双方が死亡したとき
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していな

かったことが判明したとき

(5) 受領証及び受領証カードの返還を希望するとき

- 2 前項の規定により返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの指示を求めるものとする。

(ファミリーシップの継続)

第10条の2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、死亡した宣誓者以外の宣誓者がファミリーシップの継続を希望する場合は、証明書等の返還を要しない。

- 2 未成年の子をファミリーシップの対象としている場合においては、次に掲げる要件をいずれも満たすことにより、ファミリーシップを継続することができる。

(1) 親権を行う者又は未成年後見人の同意を得ていること。

(2) 当該子と同居しており、かつ、生計を同一にしていること。

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効及び取消し)

第11条 虚偽その他の不正な方法によりなされたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は無効とする。

- 2 受領証及び受領証カードを不正に使用又は偽造し、若しくは変造したときは、当該受領証及び受領証カードに係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓は、取り消されたものと見なす。

- 3 前項に該当することが判明したときは、市長は第7条及び第8条の規定により交付した受領証及び受領証カードの返還を求めるものとする。

(市の施策への配慮)

第12条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者に十分に配慮するものとする。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の趣旨を理解し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者がその社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応がなされるよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存及び登録簿の作成)

第14条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。また、パートナーシッ

プ・ファミリーシップ宣誓の登録簿を作成し、受領証の交付、再発行若しくは返還時又は宣誓の取消時など、必要に応じて宣誓に係る情報を記録する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の天理市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定によりパートナーシップ宣誓の登録を受けている者については、この要綱の相当規定に基づく宣誓者とみなす。